

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

| 法令名及び条項                | 処分の概要 | 担当課名  |
|------------------------|-------|-------|
| 美容師法(昭和32年法律第163号)第15条 | 閉鎖命令  | 生活衛生課 |

- 1 美容師法第15条に基づき、営業者に命じる美容所の閉鎖命令の処分に係る審査基準は次のとおりとする。
  - (1) 美容所の開設者が、法第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは法第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときであって、当該処分が必要であると保健所長が認めること。
  - (2) 当該美容所において美容の業を行う美容師が法第8条の規定に違反し、当該処分が必要であると保健所長が認めること。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。
- 2 処分期間は、次のとおりとする。  
改善するために要する相当期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。